

【平成30年第1回定例会 総務委員会委員長報告資料】

平成30年3月16日 総務委員長 原 典之

○「議案第1号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第2号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

\* 本条例の改正内容はマイナンバーの利用範囲を拡大するものであり、個人情報保護の観点からマイナンバー制度には反対の立場であるため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第3号 川崎市職員定数条例等の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

\* 市職員の長時間労働については、平成27年度で年1,000時間を超える残業を行った職員が28人、過労死ラインである月80時間を超える残業を行った職員が528人いる。また5年間の長期療養者、延べ1,318人のうち、メンタルヘルス不調によるものが728人という実態が明らかになっており、その原因は、市の人口が10年間で約15万人増えたのに対し、職員を1,500人以上削減してきたことであると考え。これまでも働き方改革を進めるに当たっては職員の増員を求めてきており、本市ではこれから更に人口が増加する中で、職員を減らすことになる本議案には賛成できない。

\* 職員定数については、執行部内部及び労使関係の中で積み上げてきた結果と考えるため、否定するものではないが、職員が働く現場では、組織間や職員間における業務量の不均衡や不適切な業務分担などの状況が見受けられることから、働き方改革を進める中で、人事評価制度等を適切に運用するとともに、市役所全体におけるバランスといった観点で業務量や業務分担の適正化について議論してほしい。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第4号 川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 条例改正により扶養手当の支給対象となる扶養親族の「子」と「孫」をそれぞれ別に規定する理由について

今回の改正では、子に対する扶養手当の額と孫に対する扶養手当の額が異なることから、「子」と「孫」を別の規定とすることとした。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第6号 川崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 本市における未指定農地の面積について

生産緑地法及び生産緑地法施行令の改正により、市町村が条例で定めることができることとされた生産緑地地区の区域の規模の基準に該当する、300平方メートル以上500平方メートル未満の未指定農地面積は約25.3ヘクタールとなっている。

\* 営農継続義務期間の経過により多くの指定解除手続の発生が懸念される2022年問題への対応及び農業者の営農意欲を喚起する方策の実施について

川崎市農業実態調査において、農地を残すことについて「検討中」又は「よく分からない」など、判断を決めかねていると回答した営農者が一定数いることを踏まえ、本条例制定に係る制度の趣旨等を丁寧に説明し、より多くの生産緑地を指定していくことが重要と考える。

また、現在、農業担い手の育成や技術・経営支援といった施策を実施しており、都市農地を保全するためには、営農者が農業を継続できる環境を整備することが大切と考えることから、引き続き必要な施策に取り組んでいきたい。

《意見》

\* 営農継続義務期間の経過により、一斉に生産緑地の指定解除手続が行われ、農地の買取りの申出があった場合、不動産価格の下落といった大きな問題も懸念されるため、所得補償等の手法も含め、営農者が農業を継続できる施策について全庁的に取り組んでほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第24号 川崎市名誉市民の選定について」

《主な質疑・答弁等》

\* 名誉市民となる時期について

本議案が議会で可決された日をもって名誉市民となる。

\* 候補者が発明した光触媒技術の本市における活用状況について

現在、本市の施設では、市立川崎高等学校及び附属中学校の外装材のコーティングや高津区役所の看板などに活用しており、今後は新本庁舎の建築工事において、経費や導入効果等を勘案し検討していきたい。

《意見》

\* 名誉市民として選定する以上は、市民が様々な場所で光触媒技術の効果を享受できるような方策を考え、推進してほしい。

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第25号 包括外部監査契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

\* 包括外部監査人の候補者の選定に係る経過について

包括外部監査人の選考に当たっては、資格を有する方が所属する神奈川県弁護士会及び東京弁護士会、また、神奈川や東京を中心とした監査法人や税理士会など、13の関係団体に対して周知依頼を行った。応募については、提案書による応募方式を採用しており、応募者は、特に市内在住者に限定はしていない。平成28年度に行った平成29年度包括外部監査人の選考においては、11人の応募があり、1次選考及び2次選考において応募者の提案内容に基づき審査を行い、候補者を決定したものである。

\* 平成30年度の包括外部監査のテーマについて

平成30年度の監査テーマの選定については、自治体の財務に関する事務執行や経営に関する事業管理等について、今後、自らの見識と判断に基づき包括外部監査人が決定することとなる。

\* 包括外部監査人の候補者の選定過程において監査テーマの提案内容を議会が把握する機会について

本議案の提案に当たっては、あらかじめ包括外部監査人の候補者について監査委員の意見を聞き、異議がない旨を確認した上で提案を行っている。本議案については、地方自治法で定められた事項について議決をお願いするものであるが、包括外部監査人の候補者の選定過程等、議会への情報提供の在り方については、今後検討していきたい。

《意見》

\* 包括外部監査人の候補者については、可能な限り市内在住者を選定すべきと考えるが、引き続き透明性を確保した上で、公平・公正な選定を行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第26号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について」

《主な質疑・答弁等》

\* 候補者の選定過程における市内・市外士業者の考え方について

今回の5人の候補者のうち、2人が市外在住者であるが、そのうち1人は、市内に事業所を置く本市納税者であり、もう1人は、不動産鑑定士である。

また、固定資産評価審査委員会委員の定数12人のうち、4人が市外在住者の不動産鑑定士であり、それ以外の委員8人は、市内在住者又は本市納税者である。

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第31号 新川崎・創造のもり産学交流・研究開発施設（公共施設部分）の  
取得金額の変更について」

《主な質疑・答弁等》

\* 産学交流・研究開発施設の整備手法であるPPP手法の活用について

民間事業者と官公庁がパートナー関係を結び、事業の企画段階から民間事業者が参加するPPP手法については、産学交流・研究開発施設（AIRBIC）の整備が、本市における初の事例となる。PPP手法の活用は、今後増加していく可能性も考えられるが、工事案件については、土地の履歴や既存建築物の有無など、個々の状況に応じ、経費削減や効率的な手続等の観点から最適な手法を選択していくものとする。

\* 地中障害物の除去に要する費用の前土地所有者への求償について

新川崎・創造のもり地区については、旧国鉄清算事業団から、旧国鉄操車場7.6ヘクタールの土地を平成6年から平成10年にかけて分割して取得したものである。売買契約においては、瑕疵担保責任について、地中障害物等が発見された場合には賠償の対象とならない旨の条件が付されており、本市はこの条件の下で売買契約を締結していることから、旧国鉄清算事業団への求償はできないものとする。

《意見》

\* PPP手法については、産学交流・研究開発施設の整備が本市で初の事例であることから、今後、事例を積み重ねる中でノウハウを蓄積してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第53号 平成29年度川崎市一般会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第54号 平成29年度川崎市競輪事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第82号 平成29年度川崎市一般会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決